

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の健全性、公平性、透明性、遵法性を向上させるコーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値すなわち株主価値を高める重要な経営課題の一つと認識しています。

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針としています。この経営の基本方針を実現、達成するためには、当社が企業活動を行う上で関わる顧客をはじめとするすべてのステークホルダーとの良好なネットワークおよび関係を構築・維持することが大切であると考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を示すものとして、取締役会の決議により「コーポレートガバナンス・ポリシー（以下ポリシーという）」を制定しています。

ポリシーは、当社ウェブサイトに掲載しております。

URL: <http://www.onward-hd.co.jp/company/governance.html>

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

ポリシーの第2章第4条(政策保有株式)をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

ポリシーの第2章第6条(関連当事者間の取引)をご参照ください。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

ポリシーの第4章第11条(情報開示の充実と透明性の確保)をご参照ください。

経営戦略および経営計画については、当社の「中期経営計画」をご参照ください。

「中期経営計画」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

URL: http://www.onward-hd.co.jp/ir/docs/20160411_2.pdf

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

ポリシーの第1章第1条(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

ポリシーの第5章第18条(役員の報酬)をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

ポリシーの第4章第12条(取締役候補者の指名方針および手続)および第13条(監査役候補者の指名方針および手続)をご参照ください。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任理由につきましては、「第70回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類をご参照ください。

「第70回定時株主総会招集ご通知」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

URL: <http://www.onward-hd.co.jp/ir/meeting.html>

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

ポリシーの第5章第15条(取締役会の役割・責務)をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

ポリシーの第4章第12条(取締役候補者の指名方針および手続)ならびに(別紙)「社外役員の独立性基準」をご参照ください。

【原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方】

ポリシーの第4章第12条(取締役候補者の指名方針および手続)および第13条(監査役候補者の指名方針および手続)をご参照ください。

【原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

ポリシーの第5章第20条(他の上場会社役員との兼任)をご参照ください。

【原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

ポリシーの第5章第21条(取締役会の実効性確保)をご参照ください。

(取締役会の評価および結果の概要)

1. 実施対象

- ・全ての取締役、監査役
- 2.実施した手続き
- ・書面質問方式による自己評価
 - ・外部アドバイザーによる評価実施のサポート
- 3.2016年度における取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要
- ・当社取締役会は、当社コーポレートガバナンス・ポリシーに定める経営戦略・経営目標の策定、経営課題の解決および業務執行者の監督のそれぞれの機能を十分発揮していると判断した。
 - ・現在の当社取締役会の運営方法、議題、構成等は概ね適切であり、喫緊に改善すべき課題はない。
 - ・取締役会の質を一層高めるために、効率的運営に加え、社外役員に提供する情報量の更なる拡充が望まれる。

[原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]
 ポリシーの第5章第22条(取締役・監査役のトレーニング)をご参照ください。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
 ポリシーの第6章第23条(株主との建設的な対話に関する方針)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人榎山奨学財団	8,710,970	5.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,539,000	3.89
BNYML - NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 小山田 隆)	5,039,600	3.00
株式会社三越伊勢丹	5,001,829	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,701,000	2.79
日本生命保険相互会社	4,671,441	2.78
オンワードホールディングス取引先持株会	4,535,000	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,470,000	2.66
第一生命保険株式会社	4,200,051	2.50
株式会社丸井グループ	3,417,112	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
本庄 一郎	他の会社の出身者													
中村 嘉秀	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本庄 一郎			当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験および役員としての経営経験を当社の経営に活かしてもらいたいため、社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、本庄取締役を証券取引所からの要請に基づく独立役員としても届け出ています。
中村 嘉秀			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしてもらいたいため、社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、中村取締役を証券取引所からの要請に基づく独立役員としても届け出ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と、年間監査計画の確認を行っています。また、四半期及び期末における監査結果の概要についての報告会を開催し、必要に応じて意見交換を行っています。
また、内部監査部門とは四半期に1回以上会合を開催し、その他定期的にモニタリングを行い、効率的で適法な企業体制が構築されるよう監視しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢部 丈太郎	他の会社の出身者													
大橋 一章	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢部 丈太郎			行政機関における多様な経験と高い見識を当社の監査に活かしてもらいたいため、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、矢部監査役を証券取引所からの要請に基づく独立役員としても届け出ています。

大橋 一章		学識経験者としての専門的知識と高い見識を当社の監査に活かしてもらいたいため、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、大橋監査役を証券取引所からの要請に基づく独立役員としても届け出ています。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、全ての社外役員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬(賞与)につきましては、当社グループの連結業績を含めた基準の業績連動型賞与決定方式を採用しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2016年度における当社の取締役7名(うち社外取締役2名)の報酬は、以下のとおりです。

- イ. 基本報酬 238百万円(うち社外取締役24百万円)
- ロ. 賞与 109百万円(社外取締役を除く取締役が対象)
- ハ. 自社株取得目的報酬 86百万円(社外取締役を除く取締役が対象)

なお、報酬総額が1億円以上の者については、個別の報酬の開示をしており、その報酬は以下のとおりです。

- イ. 代表取締役会長 廣内 武 支給総額155百万円
(内訳:基本報酬 85百万円、賞与 42百万円、自社株取得目的報酬 27百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針は、以下のとおりです。

1. 報酬体系と内容

役員の報酬等は、基本報酬、賞与および自社株取得目的報酬で構成しています。

 - イ. 基本報酬

取締役および監査役を対象として、常勤・非常勤、担当役割、職位、在任年数、個人別評価等を勘案し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定します。
 - ロ. 賞与

取締役を対象として、過年度の連結業績等に基づき支給します。ただし、社外取締役へは支給していません。
 - ハ. 自社株取得目的報酬

取締役を対象として、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、従来の株式報酬型ストックオプションに替えて、平成27年6月より支給しています。ただし、社外取締役へは支給していません。
2. 決定方法

取締役の基本報酬と賞および自社株取得目的報酬は、平成19年5月24日開催の第60回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額(年額500百万円以内)の範囲内において、取締役会の決議により決定しています。

監査役の基本報酬は、平成7年5月25日開催の第48回定時株主総会の決議により定められた報酬限度額(年額60百万円以内)の範囲内において、監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の専従スタッフは設置していませんが、秘書・広報部が情報伝達等のサポートを担当しています。また、社外監査役に対しては、秘書・広報部に加え、監査役スタッフも合わせてサポートを担当しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ. 取締役・取締役会

当社は取締役の経営責任をより一層明確にし、株主からの信任の機会を増やすため、更には経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、取締役の任期を1年としています。また、取締役7名(男性7名、女性0名)のうち、2名を独立性の高い社外取締役とし、取締役会の経営監督機能を強化しています。

なお、平成28年度は取締役会を9回(別途書面取締役会3回)開催しています。

ロ. 監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名(男性4名、女性0名)のうち、2名を独立性の高い社外監査役とし、また、監査役の職務を補助する監査役スタッフを設置し、経営の監視機能を強化しています。各監査役は、監査役会で定めた監査方針ならびに分担に従って取締役会、グループ決算会議、オンワードグループ拡大経営推進会議などの重要会議への出席、その他重要決議書類を閲覧するなど、取締役の職務遂行の監査を行っています。また、内部監査部、各業務部門より定期的にモニタリングを行い、効率的で適法な企業体制が構築されるよう監視しています。

監査役会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うことにより監査が実効的に行われることを確保する体制を構築しています。また、監査方針ならびに分担に従って各監査役より報告を受け、必要に応じて協議又は決議を行っています。

なお、平成28年度は監査役会を17回開催しています。

ハ. 各種委員会の概要

取締役会は、コンプライアンス体制の統括組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、コンプライアンス部と連動し適切な教育・啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行っています。

ニ. 業務執行の仕組み

当社グループは、当社取締役会が戦略的な意思決定および事業会社の監督を行うホールディングス体制をとっており、監督機能と執行機能の分離を行なうことにより、各事業会社の責任と権限を明確にし、戦略的意思決定の迅速化をはかっています。

緊急を要する場合は臨時の取締役会を適時開催し、経営環境の急速な変化に対応できる体制をとっています。

そのほかに経営の意思決定機能と業務執行機能を明確にするために執行役員(男性15名、女性0名)制度を導入し、さらに、グループ全体として機動的な意思決定を行うために「グループ戦略会議(朝会)」ならびに「オンワードグループ拡大経営推進会議」を設置し、各事業会社の経営戦略ならびに経営に関する

重要案件を検討するとともに業務執行状況を確認しています。

なお、複数の弁護士と顧問契約を締結し、法律上の助言を受けています。

ホ. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適宜監査を実施しています。平成29年2月期における業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

指定有限責任社員	業務執行社員	原 勝彦
指定有限責任社員	業務執行社員	大下内 徹
指定有限責任社員	業務執行社員	大屋 誠三郎

継続監査年数については、3名共に7年以内であるため、記載を省略しています。

なお、当社の監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士	22名	その他	30名
-------	-----	-----	-----

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な経営判断については、複数の独立性の高い社外取締役を含む取締役会等での活発な議論を通じて、審議し決定しており、社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的、客観的かつ専門的な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督機能の強化を図っています。また、複数の独立性の高い社外監査役を含む監査役会と取締役会が緊密に連携し、監査役の機能を活用しながら経営に対する監督機能の更なる強化を図っています。

更に、内部監査部門の組織、権限の強化、監査役や内部監査部門による会計監査人との連携など多面的な内部統制システムも構築しており、現在の体制が、内外投資家にとって透明性の高いガバナンス体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年5月開催の第70回定時株主総会に際して、開催日の3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(パソコンまたは携帯電話から)による議決権行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへは、平成20年から参加しています。また、機関投資家に対しては、適宜、議案の説明を行い、総会終了後には決議通知を英文で掲載するなど、議決権行使環境向上に向けた取組みを行っています。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページに、招集通知(要約)の英文を掲載しています。
その他	当社ホームページに招集通知(和文、英訳版(要約))を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期末及び年度末に開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、アニュアルレポート、IRニュースリリース資料等掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オンワードグループコンプライアンスマニュアル」にて、各ステークホルダーに対して責務を果たす上での基本姿勢を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「この地球(ほし)を想う。この服をまとう。」を環境コンセプトとした環境経営を推進しています。具体的には、衣料品の循環システムの構築を目指す「オンワード・グリーン・キャンペーン」の実施や、生分解性素材を使用することで、土に埋めるとほぼ1年で土に還る「バイオテックウェア」の展開、環境配慮型ユニフォームの提案、土佐山「オンワード虹の森」での森林保全活動などを行っています。また、当社グループが取り組む様々な環境・社会貢献活動をダイレクトに伝える発信拠点として、またオンワードブランドのリユース商品をチャリティ価格でご提供し、その収益を環境・社会貢献活動に還元する業界初の店舗として「オンワード・リユースパーク」を東京・吉祥寺に出店しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「オンワードグループコンプライアンスマニュアル」にて、正確で透明性ある経営情報を適時、適切に開示し、IR活動を積極的に実施する旨の情報開示に係る基本姿勢および行動の指針を定めています。
その他	女性の活躍状況については、ファッション企業である当社にとって女性の感性を商品施策や販売施策に活かしていくことが、重要な課題であると考えています。関係会社において取締役、執行役員、管理職に女性を登用するなど、ダイバーシティー経営を推進しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下のとおり定め、その方針に基づく内部統制システムおよび効率的で適法な企業体制を構築する。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、取締役および使用人に法令および社内規定の遵守を徹底するため、「オンワードグループコンプライアンス規定」を基本方針とする。
 - ロ. 取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織として、オンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門をコンプライアンス部とし、「オンワードグループコンプライアンス規定」に基づく「コンプライアンスマニュアル」によりオンワードグループのコンプライアンス体制の構築および整備を推進する。
 - ハ. オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役会は、「規定管理規定」「文書管理規定」により適切な情報の保存および管理を行う。
 - ロ. 取締役は、その職務の執行に係る文書および重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。
 - ハ. 情報管理の所管部門をコンプライアンス部とする。
 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - イ. 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
 - ロ. リスク管理体制の所管部門をコンプライアンス部とする。
 - ハ. コンプライアンス部は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
 - ニ. 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、「役員就業規定」および「職務権限規定」により、取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
 - ロ. 取締役会は、職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. オンワードグループコンプライアンス委員会は、事業会社コンプライアンス責任者を任命する。
 - ロ. オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス部と連動し適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
 - ハ. 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口(オンワードグループ「ホイッスルライン」)を社内および社外に設置し、運営する。
 - ニ. 内部監査部は、各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役会は、当社およびオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはりん議および協議を行う。
 - (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 経営上重要な決定をする場合は、「オンワードグループりん議処理規定」に基づき当社へ報告を行う。
 - ロ. 業績についてグループ会議等で定期的に当社へ報告を行う。
 - ハ. 業務上重要な事項が発生した場合は、その都度当社へ報告を行う。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - イ. 取締役会は、リスク管理体制の構築のために「オンワードグループリスク管理規定」に従った管理体制を整備し運用する。
 - ロ. 子会社のリスク管理体制の所管部門を当社のコンプライアンス部とする。
 - ハ. 当社のコンプライアンス部は、子会社のリスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。
 - ニ. 取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
 - (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、子会社に係る「役員就業規定」および「職務権限規定」により、子会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行の効率化に努める。
 - ロ. 子会社の取締役会は、子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「オンワードグループりん議処理規定」により、適切な監督を行う。
 - (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. オンワードグループコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス責任者を任命する。
 - ロ. オンワードグループコンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス部と連動し子会社について適切な教育活動、啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制の充実、およびそのチェックを行う。
 - ハ. 「オンワードグループ内部通報規定」に基づき、情報伝達および通報窓口(オンワードグループ「ホイッスルライン」)を当社内および社外に設置し、運営する。
 - ニ. 当社の内部監査部は、子会社の各部門における業務が、法令、定款、規定、マニュアルおよび社内通達等に従い適正かつ効率的に執行されるよう業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役を補助すべき使用人の任命、異動および人事権にかかる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ロ. 監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。

9. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ロ. 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ハ. 補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。

10. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- イ. 代表取締役および担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。
- ロ. 取締役、執行役員および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。

(2) 子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報や意見の交換を行う。
- ロ. 監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

15. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部監査部は、取締役会の指示により、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法およびその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築および整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

「オンワードグループコンプライアンスマニュアル」にて、反社会的勢力との関係を断絶する旨の基本姿勢および行動の指針を定めています。

2. 整備状況

反社会的勢力に対し、組織全体として毅然とした対応をとり、その不当要求に対しては所轄警察署、弁護士等の専門家等との緊密な連携のもと対応することとしています。また、新たに取引を行う際には、取引先の情報収集に努め、反社会的勢力に属しないか否かの確認を行い、取引開始後に取引先が反社会的勢力であることが判明したときには、ただちに取引を打ち切ることができるよう、契約書に暴力団排除条項を設けるようつとめています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付等の提案の中には、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものや、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいはステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないものなどもあります。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「人々の生活に潤いと彩りを与えるおしゃれの世界」を事業領域に定め、「ファッション」を生活文化として提案することによって新しい価値やライフスタイルを創造し、人々の豊かな生活づくりへ貢献することを経営の基本方針としています。中長期的な経営戦略は、ファッションを基軸とした生活文化企業として、ブランドを磨き上げその価値の極大化をはかる「ブランド軸経営」を基本戦略にし、「独自の企画力」、「クオリティとコストバランスのとれた生産」、「売れ筋の追加体制」、「機敏な物流体制」、「強力な販売力」、「魅力ある売場環境」、「話題性のある広告宣伝」そして「最新の情報システムの活用」の基本項目を強化・進化させ、事業規模の拡大と経営基盤の強化をはかることが、ブランド価値の創造、企業価値向上につながると考えています。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を加速していきます。

また、コンプライアンス体制の充実を経営上の重要課題と位置付け、またコーポレート・ガバナンスの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めていきます。

上記を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることで、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月25日開催の第70回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます)を継続することについて決議しました。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに買付者等との交渉の機会を確保するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって買付者等に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

本プランは、(1)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、または(2)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等保有割合およびその特別関係者の株式等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前提出していただき、手順に従い大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を求めていきます。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに後述の「取締役会評価期間」を開始するものとします。(但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供するとともに、株主の皆様のご判断に必要なと認められる情報がある場合には、速やかに開示します。また、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、提供を受けた情報を十分に評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定し、開示します。また、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示します。独立委員会は、当社取締役会から受領した情報をもとに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非または株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の意思を確認すべき旨を勧告された場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択して実施し、その決定に従って当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から速やかに、相当と認められる範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守・承諾するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社取締役会が上記決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

本プランの有効期間は、平成32年5月開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。

ただし、本プランの有効期間満了前に、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の

決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、上記2.記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

当社は、情報開示は重要な経営課題の1つであると認識しています。適時開示規則により開示が要請されている重要情報や、投資判断に影響を与えらると思われる情報について、正確で迅速な情報開示が適切に行えるよう、社内体制の充実に努めています。

証券取引所の適時開示規則に定める会社情報は、原則として取締役会の承認をもって開示する事としています。

当社では、管理部門担当役員を適時開示に係る情報責任者とし、経理部において常に適時開示に係る法令・情報等の収集を行い、内容を把握するとともに、経営企画部、法務部、コンプライアンス部、IR部、内部監査部、総務部、秘書・広報部、人財部と随時確認を行っています。また、監査役及び会計監査人から、定期的な監査に加え、顧問弁護士及び幹事証券会社も含め、助言・指導を受けています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制ならびに内部統制システム、リスク管理体制は以下のとおりです。

